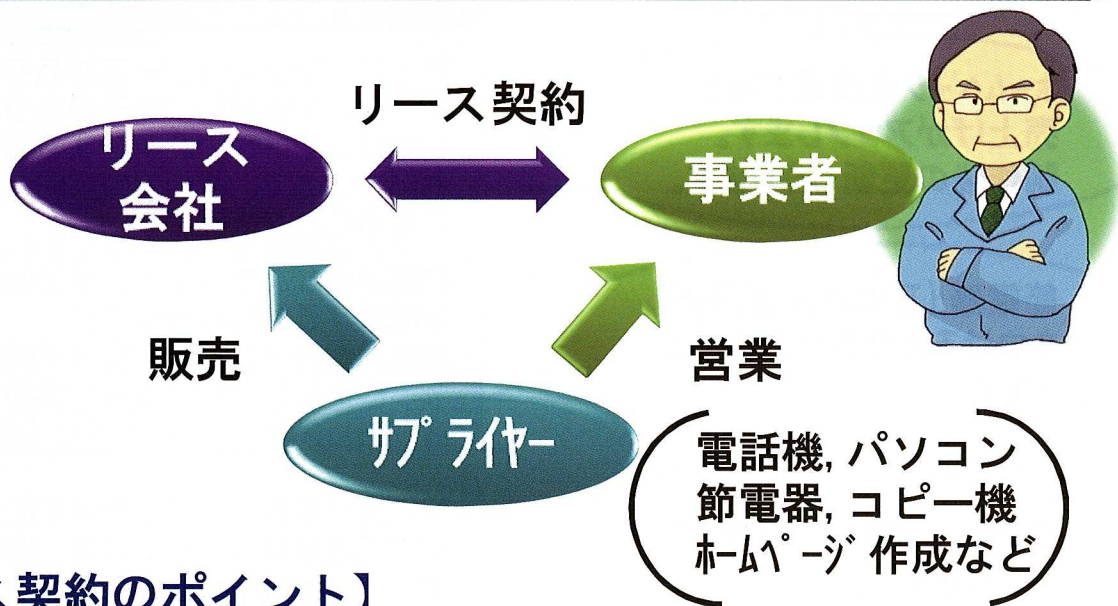


中小企業の皆さんへ

電話機などのリース契約 じっくりと考えるから！

悪質な事業者とのトラブルにならないよう注意



【リース契約のポイント】

- ▶ 中小企業は「事業者」として問われます。事業者間(個人事業者を含む)の取引は、クーリング・オフ制度は対象となりませんし、契約後の中途解除もできません。
- ▶ リース物件の所有権は、リース期間が終了してもリース会社にあります。

(※) 契約をする際は、複数業者から見積りを取るなど**リース契約の内容、月額及び総額リース料、リース期間**などを、よくチェックしてから契約をするようにしてください。

よくある悪質セールストークに注意！

光回線になるので、今の電話機は使えなくなります。

対応機種でない場合、IP電話サービスを利用できませんが、電話自体が使えなくなることはありません。

光回線にすると電話代が安くなります。

IP電話等のサービスによって電話代が安くなることもありますが、リース料を含めた上で、全体が安くなるか等について慎重な検討が必要です。

ホームページを作成すると売上げがアップします。制作後の更新もやります。

売上げが増えないケースがあります。更新を依頼してもそのような契約はしていないと返答する業者もいますので、書面での契約内容にすることが肝要です。

節電器（又は小型変圧器）をつけると電気代が安くなります。

節電効果がなかったり、電気製品が故障する場合があります。また、電力会社との「電力供給約款」に違反し、トラブルになる場合があります。

今のリースはこちらで解約しておきます。

契約の当事者でない者が勝手に解約はできません。その結果、多重のリース契約を結ぶことになる例が多く見られます。

（問い合わせ先）

- 社団法人 リース事業協会 <http://www.leasing.or.jp/>
「電話機等リース相談専用ダイヤル」03-3234-2801
(受付時間: 平日 10:00~12:00 / 13:00~16:00)
- 経済産業省 中小企業庁 広報相談室 TEL.03-3501-4667
<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/jirei/jirei002.htm> (相談事例)
- 各地方経済産業局 中小企業課
<http://www.chusho.meti.go.jp/link/keizaikyoku.html>
- 独立行政法人 中小企業基盤整備機構(中小機構)
「なんでも相談ホットライン」 TEL.0570-009111

モバイル
中小企業庁



最新の中小企業施策を携帯で手軽に入手できます。

<http://chusho.mjmk.jp/>